

★国民健康保険税の計算モデルケース

世帯主 41歳 所得額 300万円 固定資産税額 3万円
 妻 38歳 固定資産税額 3万円
 子 12歳

医療分

(前年度税率の場合)

所得割額	(300万円 - 33万円 [基礎控除]) × 5.77%	= 154,059円 (175,152円)
資産割額	(3万円 + 3万円) × 20.06%	= 12,036円 (14,640円)
均等割額	20,000円 × 3人	= 60,000円 (72,000円)
平等割額	18,000円 × 1世帯	= 18,000円 (21,000円)
合計	(100円未満は切り捨て)	244,095円 (282,700円)

支援金分

(前年度税率の場合)

所得割額	(300万円 - 33万円 [基礎控除]) × 2.16%	= 69,687円 (31,239円)
資産割額	(3万円 + 3万円) × 9.10%	= 5,460円 (2,604円)
均等割額	8,600円 × 3人	= 25,800円 (13,500円)
平等割額	7,400円 × 1世帯	= 7,400円 (3,900円)
合計	(100円未満は切り捨て)	108,347円 (51,200円)

介護分

(前年度税率の場合)

所得割額	(300万円 - 33万円 [基礎控除]) × 1.48%	= 39,516円 (44,055円)
資産割額	3万円 × 6.31%	= 1,893円 (2,406円)
均等割額	7,500円 × 1人	= 7,500円 (8,600円)
平等割額	4,500円 × 1世帯	= 4,500円 (5,300円)
合計	(100円未満は切り捨て)	53,409円 (58,100円)

医療分と支援金分と介護分の合計が国民健康保険税となります。

244,095 + 108,347 + 53,409 = 405,851円

(前年度税率の場合: 282,700 + 51,200 + 60,300 = 394,200円)

※計算した税額は、あくまでもモデルケースの場合です。実際の税額は、毎年の収入状況等や世帯人数により異なります。

と、『医療を受ける権利』を持つと同時に、『保険税を納める義務』も生じます。国民健康保険税は忘れずに

は、世帯主の方へお届けします。世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。国民健康保険に加入する

納付書は世帯主へ

国民健康保険税の納付書は、国民健康保険税は医療分と支援金分と介護分（介護保険の第2号被保険者が含まれる世帯）からなっています。税額については、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目を算出し、世帯ごとの保険税を決定していきます。

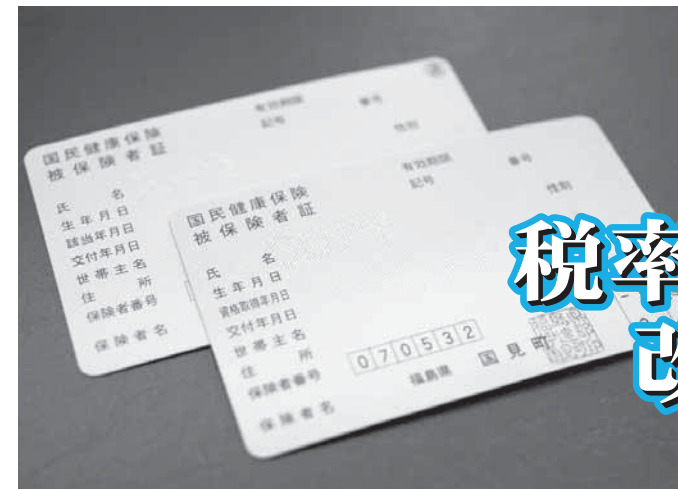
国民健康保険税は医療分と支援金分と介護分

国民健康保険税は国民健康保険制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期内に納めましょう。国民健康保険税の公平性を保つため、滞納者には厳しい措置がとられることがあります。

高齢受給者証を送付します

国見町国民健康保険に加入している70歳から75歳までの方の高齢受給者証の有効期限は、平成21年7月31日までです。7月下旬に更新後の新しい高齢受給者証を送付しますので、8月以降、病院等にかかる際は被保険者証と一緒に新しい受給者証をご提示ください。

◆問い合わせ
 保健福祉課 国保係
 ☎585-2785



平成21年度 国民健康保険税

税率が改正されました

6月23日招集の国見町議会定例会において、国民健康保険税（医療分）と後期高齢者支援金（支援金分）と介護納付金分保険税（介護分）からなる、平成21年度国民健康保険税の税率が決定されました。この改正は前年分の所得と平成20年度の医療費などが確定したことや平成21年度の医療費の動向を勘案し改正したものです。国民健康保険税（医療分）については、国民健康保険特別会計の繰越金から3,000万円を充当し、加入者の保険税負担の軽減に努めました。しかし、6月号の「広報くにも」でお知らせしたとおり国民健康保険加入者の医療費が年々増加し、昨年度の一人当たり医療費は、前年度比で3%の増加となり、国民健康保険の財政は大変厳しい状況になっています。このため、繰越金を充当しても今年度の国民健康保険税の医療分と支援金分を合わせた1人当たりの年税額は、昨年度と比べ2.7%増額となりました。

平成21年度 国民健康保険税の税率

	医療分		支援金分		介護分	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
所得割 [所得額に応じ計算]	6.56%	5.77%	1.17%	2.61%	1.65%	1.48%
資産割 [固定資産税に応じ計算]	24.40%	20.06%	4.34%	9.10%	8.02%	6.31%
均等割 [加入者1人につき]	24,000円	20,000円	4,500円	8,600円	8,600円	7,500円
平等割 [1世帯につき]	21,000円	18,000円	3,900円	7,400円	5,300円	4,500円
課税限度額 [課税される上限額]	47万円 (平成20年度も同額)		12万円 (平成20年度も同額)		10万円 (平成20年度は9万円)	

1世帯及び1人当たりの平均保険税負担額（年額 / 円）

	医療分		支援金分		介護分		医療分+支援金分の合計額	
	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり
21年度	108,580	56,371	45,686	23,719	27,799	20,747	154,266	80,090
20年度	127,755	65,862	23,542	12,137	32,226	23,763	151,297	77,999
増減額	△19,175	△9,491	22,144	11,582	△4,427	△3,016	2,969	2,091
増減率	△15.0%	△14.4%	94.1%	95.4%	△13.7%	△12.7%	2.0%	2.7%